# 情報公開をめぐる論点

- ◆ 外交と歴史との関係:加藤・川島対談より(前回の積み残し分)
- \* 「アーカイバル・ヘゲモニー」: 外交面の交渉・アピールにおける説得力とのつながり
- ・ しかし、これは外交面だけの問題か?
- ・ 図書館における多文化サービス:「歴史的アイデンティティ」という面まで踏み込めるか?
- ◆ 情報公開の枠組み (再掲)

(西尾勝『行政学』新版. 有斐閣, 2001, p. 395. より転載)

|  |   | 特定の者に公開す<br>るもの   | 不特定多数の者に公<br>開するもの   |
|--|---|---|--|
| 情報公開が政<br>府機関の裁量<br>に委ねられて<br>いるもの<br>(情報提供施<br>策) | 積極的な情報需要<br>の存在を前提にし<br>ないもの<br>(広報施策)        | 紹介案内<br>資料提供<br>指導助言etc.  | 施策案内,行政資料の<br>刊行,配布,頒布等の<br>個別広報<br>広報紙誌の発行等の総<br>合広報etc.                      |
|  | 積極的な情報需要<br>の存在を前提にす<br>るもの<br>(情報センター施<br>策) | 案内窓口<br>相談窓口<br>個別窓口の情報展示<br>コーナーetc.   | 議会図書館(室)<br>資料室,刊行物センタ<br>ー<br>公文書館(室)<br>図書館(室)etc.                           |
| 情報公開が政<br>府機関に義務<br>づけられてい<br>るもの<br>(情報公開制<br>度)  | 開示請求を前提に<br>しないもの<br>(情報公表義務制<br>度)           | 行政手続の一環として行なわれる告知・<br>教示etc.  | 会議の公開,議事録の<br>公表<br>条例等の公布,公示<br>公報による公表,告示<br>財政状況の公表<br>計画・アセスメント報<br>告書等の縦覧 |
|  | 開示請求を前提に<br>するもの<br>(情報開示請求制<br>度)            | 証明書の交付<br>個人情報の開示請求<br>行政手続の一環とし<br>て行なわれる関係文<br>書の閲覧請求etc.<br>(特定情報開示請求<br>制度) | 情報公開法(条例)に<br>もとづく情報の開示<br>(一般情報開示請求制<br>度)                                    |

- \* 情報公開に関する、2つの大きな枠組み (第2回で扱った大竹論文と比較せよ)
- ・ 請求に基づく情報(公文書)の開示:狭義の情報公開
- ・ 政府機関が主体となる (裁量上での) 情報提供
- \* この枠組みにおける、公立図書館の位置づけはどうか?
- ・ 情報公開の一環として設置・運営される「行政情報センター」などとの関係は?
- $\rightarrow$  以下で扱われる。『地域資料に関する調査研究』(図書館調査研究リポート No. 9)国立国会図書館, 2008. http://current.ndl.go.jp/report/no9
- \* 狭義の情報公開制度の基本的な論点(西尾, p. 397)
- ・ 請求権者の範囲:「誰でも」請求できるか、当該の国民・住民に限るか。
- ・ 対象期間の範囲:議会や裁判所まで含むか。「独立行政法人」などは?
- ・ 対象情報の範囲:中島・第8章参照。
- ・ 適用除外事項の範囲:プライバシー、外交、私人の営利妨害、など。
- ・ 救済方法:「非公開」となった時の異議申し立ての手続き、その取扱い。

#### ◆日米の経過

#### \* 米国

- ・ 1950年 連邦記録法(Federal Records Act): 記録(公文書)の作成、管理、廃棄を規定
- · 1966年 米国情報自由法 (FOIA) 成立 (翌年施行)
- ・ 1974年 FOIA 改正:公開促進のための手続き整備
- · 1996年 FOIA 改正:電子的公文書に対応

### \* 日本

- ・ 1982 年 山形県金山町で日本初の情報公開条例制定
- ・ 1983 年 神奈川県で情報公開条例制定(都道府県レベルでは初。同年に埼玉県も)
- ・ 1999 年 情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)制定(2001 年施 行)
- · 2009 年 公文書管理法制定 (2011 年 4 月施行予定)
- \* 日米の「順番」で気になる点は??

- ◆ 中島の論考でのポイント
- \* 前提として、情報公開法の条文より
- ・第2条第2項 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、<u>当</u>該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発 行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若 しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- ※ 下線部分を指して「組織共用文書」と呼ばれる。

#### <1> 文書の「不存在」

- \* いくつかのパターン
- ・ 文書は作成されたが、廃棄されてしまった
- ・ 文書の取扱いや管理の仕方がずさん
- ・ 「組織共用文書」に対する認識不足
- \* 「文書探しは、文書管理システムよりも、もっぱら人頼み」というのはどうか…

## <2>「対象外文書」の取扱い

- \* 上記条文の「二」に関わる点
- ・ しかし「一」も単に「対象外」とするので済むか? 販売・発行されたものは容易に入 手できるか?
- \* 国立大学図書館への影響
- · 上記条文の「二」の趣旨 (p. 140):

歴史的・文化的資料、学術研究用の資料については、情報公開法とは別の取扱いをしつつ、できるだけ一般の公開に供すべき。

また、資料の公開や取扱いに関する手続きを明確に定めておくことも求められる。

→ 国立大学図書館の一般市民への開放が進む。

参照:逸村裕「地域連携」逸村裕・竹内比呂也編『変わりゆく大学図書館』勁草書房,2005, p. 153-162.

### ◆ 次回 (6/7) への宿題

配布する以下2つの論考を読み、感想をまとめ、口頭で報告できるようにすること。

- ・ 中原茂仁「「公文書等の管理に関する法律」について」『アーカイブズ』(国立公文書館) no. 37, 2009, p. 32-41.
- ・ 藤井譲治「「公文書管理法」の成立をめぐって」『日本史研究』no. 568, 2009, 57-62.
- ※ 以下を参考として付すので、こちらにも目を通しておくこと。
- ・ 「公文書等の管理に関する法律(本則、附則、附帯決議)」『アーカイブズ』no. 37, 2009, p. 42-57.
- ・ 公文書館法(国立公文書館のウェブサイトより)
- また、前回配布した以下の資料にも目を通しておくこと。
- ・ 菅真城「公文書管理法と国立大学アーカイブズ: 大阪大学の場合」『記録管理学会 2010 年研究大会予稿集』p. 22-25.
- ※ 来週 (5/31) は古賀のソウル出張 (国際アーカイブズ文化展覧会 (International Archival Culture Exhibition) 国際セミナーほか) のため休講。